

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第四節 大同鋼板の争議

わが国においては、鉄鋼一貫メーカー、平炉メーカー、単独圧延メーカーが鉄鋼企業として並存し、平炉メーカー以下はその主要原料(銑鉄もしくは半成品)の供給を一貫メーカーに依存している。従って一貫メーカーと平炉メーカー、単独圧延メーカーとは原料供給、製品販売という相互依存の関係によって、一貫メーカー八幡、富士、日本鋼管三社を頂点とした系列を構成している。最近、その系列は動揺して再編成の途上にあり、また従属の度合は著しく強まって来ている。それは朝鮮戦争休戦に伴う鉄鋼需要の減退と第一次鉄鋼業合理化計画の進捗によって激化した競争のためといつてよい。(1)銑鉄供給、(2)半成品供給、(3)資本投下等による一貫メーカー三社との結び付きの現状は次の通りである(日本鉄鋼産業労働組合連合会編「調査時報」一九五三年七月号による)。

八幡製鉄—(1)日亜製鋼、三菱鋼材、三菱製鋼、住友金属。(2)徳山鉄板、東海鋼業、東洋鋼板、三菱製鋼、特殊製鋼、日本砂鉄、大阪鉄板、淀川製鋼、日本特殊鋼管。(3)日亜製鋼、日本特殊鋼管、中津鋼板、関東特殊製鋼、中之島製鋼。

富士製鉄—(1)住友金属、神戸製鋼、大和製鋼、日本製鋼、東都製鋼、久保田鉄工、大阪製鋼、川崎製鉄、大谷重工。(2)東都製鋼、大阪製鋼、日本金属産業、国光製鎖、大同鋼板、大鉄工業、大阪造船。(3)大同鋼板、大同製鋼、関東製鋼、大阪製鋼、大和製鋼、国光製鎖、日本金属産業、久保田鉄工。

日本鋼管—(1)川崎製鉄、大谷重工、日曹製鋼、東京製鋼、愛知製鋼、吾孺製鋼、東芝製鋼。(3)愛知製鋼、吾孺製鋼。

この企業系列の再編成強化の途上において、大同鋼板労働組合の労働者は、経営上の不振を理由とする四八四名(総人員一三四三名の三分の一強)の人員整理申出に対して、四ヵ月にわたって困難な闘争を展開した。次に闘争に至るまでの事情をのべる。

大同鋼板株式会社は富士製鉄から全面的に半成品の供給をうけ、薄板および亜鉛鉄板の製造を主とする単独圧延メーカーである。しかるに、第一次鉄鋼業合理化計画においては、圧延設備の更新、新設がその主要な内容をなしていた。ことに、富士製鉄広畑製鉄所のコールド・ストリップ・ミル(連続式冷間薄板圧延施設)の新規就動によって、同社の旧式な設備の合理化と生産分野の調整は当然問題とならざるをえなかった。すなわち、その合理化資金を調達するために五三年三月に資本金を一億二〇〇〇万円から二億五〇〇〇万円に増資した。その際、富士製鉄はそのうちの五〇万株(総株式の一〇%)を引受け、同時に圧延機の購入を斡旋することになった。中小鉄鋼企業の窮状について同社社長越達治氏は次のごとくいう。

当社は、一昨年七月迄は朝鮮動乱やアルゼンチン・ブーム等による鉄鋼界の好況に恵まれて、約一カ年にわたって可成の利益をあげたが、その年の八月からは朝鮮の休戦、貿易の不振等により不況期に入り、今日に至るまで一年一〇ヵ月の間毎月欠損を続けた結果、好況期の利益を失った上、更にぼう大な欠損を生じ、今なお、毎月多額の赤字を累積しつつある状態である。

当社は、この赤字を埋めるために、銀行から借金をしたり、富士製鉄から貸して貰ったり、支払手形を増したり、問屋に対して買掛金をふやしたりして、何とか今日まで無理算段を重ねてきたのであるが、もうこれ以上赤字を続けることは出来ない状態に立ち至っている。

富士製鉄自身も、当然のことながら、当社に対してこれ以上資金的援助は出来ないと行って来たし、問屋も大同を警戒して信用の限度を抑え、これ以上問屋に対する負担が増大するようでは、材料の取引を停止すると言って来たからである。

今度はどうしても赤字経営をやめて、材料代も月々きちんと支払って行かなければ、工場は材料入手も出来なくなって、動かないことになる。銀行もまた、新聞に出ている通り、鉄鋼業界に対し警戒を厳しくしたから、赤字経営が続く限り、金も貸してくれなくなるばかりか、従来借りていたもの迄引揚げられるおそれがある。

この間における同社の賃金の状況について、同労組の調査資料(一九五三年三月)は次のようにのべている。

昭和二六年四月一万三〇〇〇円ベースを獲得したが、同年十一月四〇〇円の本給引上げと、生産加給金(平均六三〇円)制度を新設した外、今日まで賃金の引上げは行われていない。但し、昨年七月希望退職後、圧延、精整等の報償金制度を一部改正した外は、一時金の支給は次の通りである。昭和二六年四月平均一万〇一〇〇円、七月平均一万円、十一月平均六〇〇〇円、二七年七月平均八〇〇〇円、越年資金二六年末平均一万二九〇〇円、二七年末一万三〇〇〇円。

尚、その間操短の実施、残業の制限、五台運転実施等により、手取り賃金は増減して今日に至った。昨年九月以降の推移を示せばa表のとおりである。

このような賃金の据置のもとで、はたして「食っていける」ものかどうかを調査したのがb表である(労組調査部、五二年一月調査)。これは組合員の生活破壊の一端を示す興味ある資料である。

闘争の経過

大同鋼板労組は一九五三年二月に日本鉄鋼産業労働組合連合会(鉄鋼労連)に加盟した。そして、鉄鋼労連の五三年春季闘争の基本原則にもとづいて、二月一八日委員会で賃金値上げ要求を決定し、会社側に提出した。要求書は次の通りである。

(要求書)

昨年一〇月われわれは賃金引上げについて要求書を提出し、数次にわたって会社と協議したが、話合は進ちよくしないまま越年資金に移行し、その妥結とともに賃金引上げについての話合も打切れた。

(中略)

このような状況の中でわれわれが生きのびる唯一の道は、われわれの最低生活をなし得る賃金を保障されると同時に、労資が企業の発展のために、たすけあうことである

と確信する。

われわれはかかる観点に立って左記の通り賃金引上げを改めて要求する。
われわれは会社が要求の主旨を充分諒とし、来る二月二八日までに回答するように要求する。

〔記〕

一、要求金額 平均三五〇八円

本給 平均一八五〇円

生産給 平均一六五八円

一、要求実施 昭和二八年一月以降賃金とする。(大同労働組合機関紙『働く人々』第四九号)

また、要求提出後の経過を闘争日誌によってみると次の通りである。

闘争経過概要

二・一七 第四回執行委員会、賃上げ要求案具体的審議

一八 第四回委員会、執行部賃上要求案決定(三五〇八円)、午後会社に提出

二五 特別執行委員会、情勢分析、闘争方針決定

二八 賃上げ要求に対し全面拒否の回答

三・一 第六回執行委員会、今までの経過報告

四 第七回執行委員会、第一回工場協議会の方針(単なる説明に終り幹部会に計ることを確約さす)

七 第五回委員会・工協報告、スト権拡中闘委議を決定

一〇 第八回執行委員会、闘争日程を決定(一九日中央にスト権委議の全員投票)

一一 第六回委員会、闘争体系の確認

一九 鉄連拡中闘にスト権委議(総投票一、一三八票、賛成九八〇票、反対一四〇票、

白紙一八票)

二六 第三回工場協議会、決裂、直に闘争体形を確立

二七 第一回闘争委員会、最後回答を三・三一団交時に行うよう会社に通告

三一 第一回職場闘争委員会、四・一最後回答指定日、四・二スト通告、四・七、二四

時間スト決定

第一回団体交渉、全面拒否団交決裂

四・一 第二回闘争委員会、団交経過討議

二 第三回闘争委員会、七日まで職闘の決定に基づきプラン作成、午後・七日二四時

間スト通告

三 第四回闘争委員会、五日の休日を六日にするとの会社の申出に対し拒否

四 第五回闘争委員会、スト中の拘束時間を確認す

六 第二回職場闘争委員会、闘委提案の五台運転を否決、その他は決定

七 鉄連傘下二七組合一斉二四時間スト

八 第七回闘争委員会、九日二・三班、一〇日一班に対し二時間スト決定

第二回団体交渉、決裂

九 第八回闘争委員会、スト対策、二時間スト通告、団交再開申入

会社より今後ストを繰返す場合、工場閉鎖する旨通告あり

一〇 第九回闘争委員会、会社団交を拒否

スト(各二時間)

一一 第一〇回闘争委員会、団交申入(四・一三)に対し拒否

四・一三一一八、工場閉鎖の通告あり、これに対し全員出勤を指示

一三 第三回職場闘争委員会、闘委の提案を確認

(一三日一一八日まで工場閉鎖)

一四 第一一回闘争委員会、団交に対する対策

第三回団体交渉、賃上げ全面拒否、工場閉鎖に抗議、工場閉鎖に対し仮処分申

請

一五 第一二回闘争委員会、情勢分析、今後の闘争方針を確認

一六 第一三回闘争委員会、団交対策、拡中闘対策決定

一、二、三班合同職場会議、経過、情勢分析、闘争方針の報告

一七 仮処分判決

第一四回闘争委員会、団交対策

第五回団体交渉、仮処分決定について、双方見解を述べる

一八 第四回職場闘争委員会、闘委提案の報告、分析を確認

第六回団交渉、会社工場閉鎖は妥当であるから賃金は差引く旨言明、組合は本

訴してもとると言明

一九 第一五回闘争委員会、長期闘争方針を確認、これにともなう裏付けとして必要な組合員に対する生活保障を検討

二〇 工場閉鎖解除

職場会議(工作、発送、圧延、検査、鍍金、整理、精整、調質)

二一 第一六回闘争委員会、団交対策

第七回団体交渉、始めて社長出席するも何ら発言に変化みられず

- 第一七回闘争委員会、二時間スト通告
- 二二 スト(一時-三時、九-一一時)
- 第一八回闘争委員会、賃金仮処分の件、団交申入(二四日)の件、扶桑鋼管、グリコ労組陣中見舞
- 二三 団交申入(二四日)に対し幹部不在のため二七日回答する旨回答
- 二四 第五回職場闘争委員会、闘争経過、今後の闘い方
- 第一九回闘争委員会、闘争資金、生活対策、ストライキ(二八、二九)について討議
- 職場放棄
- 二五 全員職場会議
- 二六 第二〇回闘争委員会、団交対策
- 第八回団体交渉、進展せず
- 二八、二九ストに対し三〇日工場閉鎖を申入れてくる
- よって本社に対し三〇、五・二、四スト指令
- 二八 スト、午前地区別に他労組、中小企業、市民に宣伝、午後職場会議、各政党、友誼団体巡回
- 二九 スト、全員大会
- 第二一回闘争委員会、今後の方針を討議
- 三〇 工場閉鎖
- 第六回職場闘争委員会、闘争提案を確認す
- (五・一一四まで休日)
- 五・五 第二二回闘争委員会、情勢分析、闘争方針、(イ)基本的目標、(ロ)当面の目標、(ハ)当面の戦術(賃上に並行して労働協約を重点に交渉)
- 六 第七回職場闘争委員会、闘争提案の方針を確認
- 七 第二三回闘争委員会、各専門部の提案を確認
- 日本共産党より回答
- 八 第九回団体交渉、進展せず、労農団体、政党および関係者へ要請文を発す
- 九 第一回各部署闘争委員会、職闘委の提案を確認
- 第二四回闘争委員会、鍍金対策その他、大特より陣中見舞
- 一一 第一〇回団体交渉、条鋼、神崎工場の閉鎖および労協小委について
- 一二 第二五回闘争委員会、拡中闘決定事項を決定
- 一三 第二六回闘争委員会、本社移転の件、条鋼、神崎工場の件等
- メッキ職場会議、大同対策委員会(尼総評)設置さる
- 一四 第二七回闘争委員会、条鋼、神崎工場の件、希望退職の件、配転の件
- 一五 第八回職場闘争委員会、条鋼、神崎工場配転の件
- 左社党県連代表会社に抗議
- 協約交渉(会社の固執点-オープン・ショップ制、人事権、組合活動制限)
- 一六 第二八回闘争委員会、協約交渉、団体交渉、条鋼、神崎の件(希望退職者、配転はやめてもよい)
- 一九 条鋼、神崎職場会議
- 関西鉄鋼労働者統一会議より大同支援に対する交流会議要請の申入
- 二〇 第二九回闘争委員会、神崎、条鋼の件
- 大同対策委員会、大同闘争経過報告について質問意見
- 二一 第三〇回闘争委員会、団交とストの件、神崎、条鋼の件、帰国船乗船の件
- 二二 第九回職場闘争委員会、五月分賃金立替の件等
- 二三 第三一回闘争委員会、帰国船乗船の件、圧延職場要求の件
- 団体交渉、具体的小委員会の対立点審議
- 二五 第三二回闘争委員会、条鋼、神崎の件、労働協約の件
- 二六 第一〇回職場闘争委員会、帰国船の件、報償金および生産給の件、団交と今後の方針
- 二七 第三三回闘争委員会、メッキ就業の件、団体交渉対策
- 二八 団体交渉、協約について、進展せず
- 二九 第三四回闘争委員会、今後の闘争方針検討
- 六・一 第三五回闘争委員会、夏季手当の件および闘争日程
- 第一一回職場闘争委員会、闘争方針、夏季手当の件
- (闘争提案を修正)
- 二 第二回各闘会議、職闘の提案を確認
- 三 第三六回闘争委員会、五日までの闘争日程(四日一、二、三班二時間スト)を決定、予想される会社手段の対策(指名解雇、不就業工場閉鎖、諸規則廃棄の場合)
- 四 第三七回闘争委員会、本日スト中のケッキ大会の件等スト
- 団体交渉、賃上げ進展なし、会社、就業規則、退職金規定の改悪を提起する

五 第三八回闘争委員会、会社提案に対する対策、今後の行動計画(六日職場放棄、八日職闘、九日二時間スト、一〇日団交、一時間職場放棄、一一日全工場職場会議)

職場会議

職場放棄、圧延、精整一六一二〇時まで
六 職場会議、起重機、圧延、精整、Sグレン
八 第三九回闘争委員会、拡大中闘の報告、工場閉鎖対策
第一二回職場闘争委員会、会社の手段に対する対策、行動計画(闘委提案を決

定)

九 スト

- 一〇 団体交渉、指名解雇出る、四八四名(内工員三四七名職員一三七名)
第四〇回闘争委員会、今後の闘争方針、会社の出した首切りを撤回し、新たな再
建プランを出さし協議してゆく、行動計画
- 一一 職場放棄、全員ケッキ大会後職場会議
- 一二 職場放棄
第四一回闘争委員会、渉外部報告、統制部報告
第一三回職場闘争委員会、四〇回闘争提案闘争方針を確認
- 一三 二四時間スト
- 一四 公休日
- 一五 団体交渉、進展せず
無期限スト全員投票、一六日以降無期限スト投票の結果
総投票数 一、一九一票
やる 七六七票
やらない 四〇一票
白紙無効 二三票
三分の二に達せず無期限ストは成立せず

第四二回闘争委員会、無期限ストに代るスト計画として次のことを決定、一六
日二四時間スト、一七日二四時間スト、団交、各闘、職闘、一八、一九、二〇日七二時
間スト

- 一六 二四時間スト、大同支援のデモ行動隊を派遣
- 一七 第一四回職場闘争委員会、四〇回闘委の闘い方、行動計画を確認
二四時間スト
第四回各部署闘争委員会、職闘提案を確認
- 一八 団体交渉、首切案の員数、日付、解雇基準は固執するが条件は考慮する、就業
規則、退職金は考慮する
第四三回闘争委員会、団交対策
- 一九 七二時間スト
- 二〇 七二時間スト
第一五回職場闘争委員会、四三回闘委方針の確認
団体交渉、就業規則、退職金のみ若干譲歩、他は固執
- 二一 公休日
- 二二 二四時間スト
団体交渉、会社回答
第四四回闘争委員会、組合の限界によって妥結方針決定、反対三名
- 二三 第一六回職場闘争委員会、四四回闘委提案闘争終結を三八対一六で可決
第五回各部署闘争委員会、職闘提案を五一对二三で可決
- 二四 団体交渉、二二日会社提案に全面的に妥結し争議解決を調印、同時に闘争体
形を解除する
(大同鋼板組合渉外部の闘争経過報告および闘争日誌にもとづいて作製)

すなわち、会社側は組合の要求を全面的に拒否し、工場協議会は決裂した。そこで組合は、三月二八
日執行委員会を闘争委員会に切替えて、闘争宣言を発した。

(闘争宣言)

われわれが賃上げを要求してからすでに四〇日が過ぎた。

われわれはその間、数度の工場協議会に於て最近の生活低下についてのべ、賃金
改訂について会社の考慮を要求して来た。然るに会社側は、例によって企業不振をくり
返すのみで要求に応じようとはせず、交渉は何等の進展を見ない儘今日に及んでいる。

企業が比較的好況の下にあっても、利潤の追及に目を奪われた経営者には従業員のため
に出資の余裕を見いだすことは困難であろう。

常に生産の担い手として自ら進んでその責を果しつつあるわれわれは、当然の報酬として最低生活の保障を要求し、会社側の善意と平和交渉による解決を望んで来た。

しかしわれわれは、今や平和交渉による解決への途が断たれた事を確認せざるを得ない。殊に、労働協約に関する会社側の出方は、われわれの決意を促進せしめる重大な一因である。現行労働協約に認められた諸条件を再確認し合う中で、対等の労資関係を維持しようとするわれわれの希望に対して、会社は経営者連盟の基準案をそのまま会社案に入れて来た。オープン・ショップ、人事権、組合活動等どの一つを見ても、われわれが法律で認められた労資対等の立場を守ろうとする限り絶対に許し得ない事ばかりである。われわれにとって、労働協約と賃上げは死活にかかわる重大な問題であり、あくまで要求貫徹を決意している。従って爾後闘争体形を取り、全組合員を挙げて闘いの歩武を進める事を決定した。

全鉄鋼の労働者が賃上げ闘争を以って鉄鋼経営者の対労働者政策に対して一大鉄槌を加えようとしている時、われわれ一四〇〇の組合員はその一翼を担い、経営者の圧迫と策謀を封じて一歩みだれぬ闘争を進めるであろう。

以上主旨を明らかにして闘争宣言する。

一九五三年三月二八日

大同鋼板労働組合闘争委員会

四月七日には鉄鋼労連の統一闘争の基本原則によって、加盟二七組合、労組員約一〇万名が一斉に第一次二四時間ストに突入した。同労組のストに対して会社側は工場閉鎖をもって応じた。次いで鉄鋼労連の第二次スト(四月一四日より無期限スト)は八幡、富士、日本鋼管、住友の脱落によって足並がみだれたため、同労組は「一四日より今日までの鉄連闘争の経過報告を明示し、単独としてでもやるという決意を固め、他労組に行動隊を動員して要請し、共同闘争を押し進めて行く、そうして大衆に生活の裏付けを出してやる」(第一二回闘争委員会議事録、四月一五日)という苦しい立場に追い込まれた。またこの間、労組は工場閉鎖に対して仮処分を申請し「労働協約で団体交渉に応ずる義務が課せられているのに会社が組合の団体交渉再開の再三の申入に応ぜず工場閉鎖を行った事は不法である」(四月一七日)と判決が下ったが、会社側の強硬態度は依然として変らなかつた。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
